



令和 6 年 1 月 相談件数

474 件



(前 月 比: 22 件)

(前年同月比: △40 件)

掲
載
内
容

- 新生活が始まる季節です
～春に多い消費者トラブル特集～
- 千葉市消費生活審議会 委員募集のお知らせ
- 消費者被害注意報

新生活が始まる季節です ～春に多い消費者トラブル特集～

春は進学、就職、転勤など新しい生活が始まる季節です。

新しい環境での生活で、消費者トラブルに巻き込まれる可能性も増えてきます。この時期に注意が必要な「賃貸住宅」「引っ越し」「インターネット通販」に関する消費者トラブルについて解説します。



1 賃貸住宅に関する消費者トラブル

事例 1

アパートを退去した際、契約書の記載と異なるエアコンの清掃代や入居前からあったフローリングのキズの修繕費用まで請求された。

事例 2

アパートの退去後、原状回復費用の請求書が届き、シャワーヘッドの交換費用を請求された。入居時から不具合があったと伝えたが、証拠がないと言われた。



賃貸借契約の内容をよく確認してトラブルを防ぎましょう

契
約
時

契約書類の内容や物件の現状をよく確認しましょう！

- ・修繕に関する事項、退去の際の費用負担に関する事項など必ず確認しておきましょう。
- ・入居前からあったキズや汚れは写真を撮っておくとトラブル防止につながります。



入
居
中

契約内容に合った使用をし、トラブルが起きたらすぐに貸主に相談しましょう！

- ・雨漏りやトイレの水漏れなどのトラブルが発生したら、すぐに貸主に相談しましょう。
- ・あくまで借りているものであることを忘れずに！



退
去
時

精算内容をよく確認し、納得できない点は説明を求めましょう！

- ・国土交通省が定めている「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」を参考に、入居時の写真などをもとに貸主と話し合しましょう。

退去時に借主は原状回復の義務を負います。原状回復とは、故意・過失によるキズや汚れを回復することで、普通に使用して生じたキズや汚れについては義務を負いません。契約書に記載のない費用を負担する必要はありません。



2 引っ越しに関する消費者トラブル

引っ越し直後の勧誘や不用品回収のトラブルに注意！

引っ越し直後を狙った訪問販売に関する消費者トラブルや、安価な不用品回収サービスを依頼したはずが高額な請求を受けた、などの相談が寄せられています。引っ越しの荷物整理や手続きでせわしなく、冷静に判断できないこともありますので、注意が必要です。

事例 1

引っ越し当日に管理会社から紹介されたという事業者を訪ねられ、換気扇フィルターの契約をしたがウソだった。



- ・管理会社の紹介などと説明されても、事業者の話だけを信じて契約するのはやめましょう。
- ・その場ですぐ契約せず、不審な点は確認しましょう。
- ・不要な契約であればきっぱり断りましょう。



事例 2

引っ越しに伴い、不用品を回収してもらおうとインターネットで見つけた回収業者に安価なプランを申し込んだはずが、作業終了後に高額な料金を請求された。



- ・当日は作業前に改めて料金や作業内容を確認し、納得できない場合はきっぱり断りましょう。
- ・作業中や作業終了後に、事前に聞いていない高額な料金を請求された場合は、後日納得した金額で支払う意思表示をし、その場での支払いは断りましょう。
- ・市のごみの排出ルールを確認して、正しい方法で処分しましょう。

『引っ越しサービス』をめぐる必要注意点

「引っ越し後に届いた請求書の金額が見積もり時より3万円高くなっていた」「引っ越し作業後、家具に傷ができていた」など、引っ越しサービスをめぐるトラブルも注意が必要です。

作業を依頼するときには、いくつかの引っ越し業者から見積もりを取り、金額やサービス内容を比較して決めましょう。条件を必ず確認し、疑問に思うことは積極的に問い合わせましょう。トラブルが起きたときの対応も事前に確認しておくといいです。

3 インターネット通販による消費者トラブル

手軽で便利なインターネット通販ですが、トラブルに遭ったら大変です。正規サイトと見分けがつかない模倣サイトによる消費者トラブルも報告されています。

事例 1

インターネットサイトで商品を購入し代金も振り込んだが、いつまでたっても商品が届かず連絡もつかない。

事例 2

SNS の広告を見て、家具メーカーのサイトだと思い注文し代金も支払ったが、その家具メーカーの模倣サイトに関する注意喚起を見つけ、自分が注文したのは模倣サイトだったと気が付いた。



- ・会社の所在地や連絡先など、事業者の情報を確認しましょう。
- ・商品価格が安すぎないか、日本語の表記におかしなところはないか、なども注文確定前に必ず確認しましょう。
- ・代金振込先の口座名義が個人名義の場合は注意が必要です。



物流の 2024 年問題 私たちにできること

2024 年 4 月から、運転業務の時間外労働に上限規制が適用されることで輸送力が不足し、今までと同じように荷物を運べなくなる可能性があります。

ゆとりを持った配送日時を指定する、配達日時に確実に荷物を受け取り、再配達を減らすなど、私たちの意識や行動を変えることで、物流に係る負担を改善することができるともかもしれません。



千葉市消費生活審議会 委員募集のお知らせ

市では、消費者の利益の擁護及び増進に関する施策の推進のために千葉市消費生活審議会を設置しています。この審議会で、専門的視点とは別に消費者の代表としてご意見・ご提言をいただける委員を 1 名募集します。

募 集 概 要

詳細はホームページを
ご覧ください

千葉市 消費生活審議会 委員

検索



任 期 令和 6 年 6 月 1 日(土)から 2 年間

応募資格 市内在住、在勤、在学で 18 歳以上の方

※市の議員・職員または附属機関の公募委員の方は申し込みません。

応募方法 4月1日(月)必着。住所、氏名(ふりがな)、電話番号、生年月日、性別、職業、応募理由を明記したものと、小論文(800 字程度)を消費生活センターへ郵送または持参。FAX、E メールも可。

小論文テーマ:「最近の消費者問題について、地域や生活に密着した視点から思うこと」

選考方法 書類および面接(日程は後日通知)により選考。結果は全員に通知します。

【お問い合わせ・応募先】

〒260-0045 千葉市中央区弁天1-25-1 千葉市消費生活センター 消費者教育班

電話 043-207-3602/FAX 043-207-3111 Eメール shohi.CIL@city.chiba.lg.jp

消費者被害注意報

No. 112

令和6年能登半島地震に伴う 義援金詐欺に警戒を!!

過去の震災時には、福祉団体や公的機関などを名乗り、義援金をだまし取ろうとする義援金詐欺が発生しておりますので、ご注意ください。



被災者への支援を行う〇〇団体です。
能登半島地震の被災者への義援金を集めています。
1口3千円からです。
指定の口座にお振込みをお願いします。
被災者を助けるためにご協力をお願いします。

聞いたことがある団体だから
安心かな。少しでも被災された方
の力になりたいから
振り込もうかな？



支援するときは・・・

- 義援金を募っている団体等をしっかり確認しましょう。
- 義援金の使途が、明確になっているか確認しましょう。
- 義援金を振り込む場合、振込先の口座番号・名義情報がホームページ等と同一か確認しましょう。
- 公的機関が、訪問や電話で募金を呼びかけることはありません。
- 千葉市では、千葉市社会福祉協議会で義援金を受け付けております。詳しくはホームページをご覧ください。



商品・サービスの契約トラブルは千葉市消費生活センターへ

相談専用電話

☎043-207-3000

※月曜日～土曜日 9:00～16:30 ※祝日・年末年始は除く